

○木更津市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱

平成9年 10月 17日教育委員会告示第3号

別表(第3条、第4条)

通学区域外就学許可事由

区分	許可事由	許可期間	就学願の添付書類
1	心身に著しい疾患等があり、 規則第2条 に定める学校に就学が困難と認められる場合	当該年度	医師等の診断書
2	家庭環境等で、真に通学区域外就学を認める必要がある場合	当該年度	教育委員会が必要とする書類又は証明書
3	他の児童生徒との関係で深刻な悩み等を持ち、現就学校における十分な指導にもかかわらず転校を希望する場合	教育委員会が認めた期間	当該学校長等の副申書
4	保護者が共働き等で、学童保育所のある区域の小学校に就学を希望する場合	当該年度(小学校のみ)	学童保育所の入所証明書
5	保護者が共働き等で、通学区域外の他家に預けなければ就学できない場合	当該年度(小学校のみ)	身元引受者の引受証明書
6	卒業学年において通学区域外へ転居等し、引き続き現就学校に通学を希望する場合	当該年度	住民異動届の写し又は住民票
7	学期途中に通学区域外へ転居等し、引き続き現就学校に通学を希望する場合	当該学期	住民異動届の写し又は住民票
8	入学又は新学期当初に転居等を予定し、転居等までの期間、現住地から転居等予定地区域の学校に就学を希望する場合	当該転居等までの期間	建築確認通知書又は賃貸借契約書の写し 入居予定証明書
9	心身の疾患等で転校による影響が大きく、登校拒否等の重大な問題を引き起こす恐れがあると認められる場合	当該年度	医師等の診断書 当該学校長等の副申書
10	通学区域の学校に就学することが、地理的条件からみて困難あるいは危険であり、又は通学距離、交通の利便等を勘案して、真に通学区域外就学を認める必要がある場合	当該年度	教育委員会が必要とする書類又は証明書
11	隣接する他の通学区域への転居等で、引き続き現就学校に通学を希望し、かつ通学距離に著しい差がなく、通学上の安全等に支障がない場合	当該校に在籍する期間	住民異動届の写し又は住民票 教育委員会が必要とする書類又は証明書
12	上記のほか、児童生徒等の具体的な事情に即して相当と認められる場合	教育委員会が認めた期間	教育委員会が必要とする書類又は証明書